

松江市立図書館規則の一部を改正する規則ほか 8 規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市教育委員会 教育長 藤原 亮彦



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市立図書館規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 2 号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 3 号

松江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 4 号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 5 号

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 6 号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 7 号

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 8 号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 9 号

松江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改

正する規則

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第 2 条 委員会事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課・学校管理課 略</p> <p>学校教育課 <u>学び推進係</u> ICT 教育推進係</p> <p><u>ICT 教育整備係</u> 保健体育係 学事係</p> <p>生徒指導推進室～生涯学習課 略</p> <p><u>青少年支援室</u></p> <p>鹿島分室</p> <p><u>島根分室</u></p> <p><u>美保関分室</u></p> <p><u>八雲分室</u></p> <p><u>玉湯分室</u></p> <p><u>宍道分室</u></p> <p><u>八束分室</u></p> <p><u>東出雲分室</u></p> <p>(副教育長事務主管課)</p> <p>第 3 条 <u>委員会事務局</u> の連絡調整のため、副教育長事務主管課を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(各課事務分掌)</p> <p>第 4 条 課(発達・教育相談支援センターを含む。以下同じ。)、室及び係の事務分掌は、</p>	<p>(組織)</p> <p>第 2 条 委員会事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課・学校管理課 略</p> <p>学校教育課 <u>指導研修係</u> ICT 教育推進係</p> <p>保健体育係 学事係</p> <p><u>小中一貫教育推進係</u></p> <p>生徒指導推進室～生涯学習課 略</p> <p>鹿島分室～<u>東出雲分室</u></p> <p>(副教育長事務主管課)</p> <p>第 3 条 <u>教育委員会事務局</u> の連絡調整のため、副教育長事務主管課を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(各課事務分掌)</p> <p>第 4 条 課(発達・教育相談支援センターを含む。以下同じ。)、室及び係の事務分掌は、</p>

次のとおりとする。

教育総務課

総務係

- (1)～(9) 略
 - (10) 委員会事務局の基本的な施策の総合調整に関すること。
 - (11)～(17) 略
 - (18) 委員会事務局内の連絡調整に関すること。
 - (19)・(20) 略
- 施設建設係・教職員係 略

学校管理課 略

学校教育課

学び推進係

- (1)～(7) 略

(8) 小中一貫教育の推進に関すること。

(9) 小中学校の一貫した教育課程の編成及び生活指導に関すること。

(10) 義務教育学校の教育課程の編成及び生活指導に関すること。

(11) 地域学校協働本部の取組など学校・家庭・地域の協働に関すること。

(12) 幼児期(保育所・幼稚園)と小中学校及び義務教育学校の連携に関すること。

(13) その他教育活動に係る企画及び実施に関すること。

ICT 教育推進係

- (1) ICT を活用した学校教育活動の企

次のとおりとする。

教育総務課

総務係

- (1)～(9) 略
 - (10) 教育委員会事務局の基本的な施策の総合調整に関すること。
 - (11)～(17) 略
 - (18) 教育委員会事務局内の連絡調整に関すること。
 - (19)・(20) 略
- 施設建設係・教職員係 略

学校管理課 略

学校教育課

指導研修係

- (1)～(7) 略

(8) 情報教育の推進に関すること。

(9) その他教育活動に係る企画及び実施に関すること。

ICT 教育推進係

- (1) ICT を活用した学校教育活動の企

画、推進に関すること。

(2) 学校教育における ICT の活用に関する
こと。

(3) 情報教育の推進に関すること。

(4) 略

ICT 教育整備係

(1) 学校教育における ICT 環境の整備
に関すること。

保健体育係・学事係 略

生徒指導推進室～学校給食課 略

生涯学習課

企画調整係 略

社会教育係

(1)～(6) 略

(7) 略

画、推進に関すること。

(2) 学校教育における ICT の活用に関する
こと。

(3) 学校教育における ICT 環境の整備
に関すること。

(4) 略

保健体育係・学事係 略

小中一貫教育推進係

(1) 小中一貫教育の推進に関するこ
と。

(2) 小中学校の一貫した教育課程の編
成及び生活指導に関すること。

(3) 義務教育学校の教育課程の編成及
び生活指導に関すること。

(4) 学校支援地域本部の取組など学
校・家庭・地域の協働に関すること。

(5) 幼児期(保育所・幼稚園)と小中学
校及び義務教育学校の連携に関する
こと。

(6) 小中一貫教育の研修に関するこ
と。

生徒指導推進室～学校給食課 略

生涯学習課

企画調整係 略

社会教育係

(1)～(6) 略

(7) 松江市青少年支援センターに関す
ること。

(8) 略

放課後子どもプラン係 略

青少年支援室

- (1) 松江市青少年支援センターに関すること。
- (2) 松江市青少年支援連絡会に関すること。
- (3) 松江市若者支援対策事業に関すること。
- (4) 音楽&ものづくりスタジオに関すること。
- (5) はたちの集いに関すること。

(職員)

第6条 略

2 略

3 必要があるときは、委員会事務局に次長及び参事を、課及び室に調整官、専門官、教育指導官、課長補佐、室長補佐及び主幹 _____ を置くことができる。

4・5 略

(職務)

第7条 略

2～8 略

9 略

放課後子どもプラン係 略

(職員)

第6条 略

2 略

3 必要があるときは、委員会事務局に次長及び参事を、課及び室に調整官、専門官、教育指導官、課長補佐、室長補佐、主幹、専門企画員、専門技術員及び主査を置くことができる。

4・5 略

(職務)

第7条 略

2～8 略

9 専門企画員、専門技術員及び主査は、上司の命を受け、分担する事務を処理する。

10 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。